

青少年クリエイティブセンター パソコン（令和8年度更新分）

賃貸借業務仕様書

1 概要

本業務は、青少年クリエイティブセンターに設置するパソコン及びその他機器を、保守付きリース契約として調達するものである。調達する物品については、青少年クリエイティブセンター パソコン（令和8年度更新分）賃貸借業務仕様書（以下「本仕様書」という。）として定めるものである。

（1）賃貸借物件の概要

ノートブックパソコン（以下「ノートパソコン」という。）12台等の調達を行う。

導入する機器の仕様は、別紙選定仕様書を参照のこと。

（2）契約期間

契約締結日から令和13年7月31日まで

（3）賃貸借支払開始及び賃貸借期間

令和8年8月分から60か月とする。機器納入日から賃貸借開始までの期間は、機器設定調整期間とする。

（4）支払い

賃貸借料は、毎月締めの後払いとし、当該月分の賃貸借料を翌月に請求するものとする。青少年クリエイティブセンター（以下「センター」という。）は、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に所定の金額を支払う。

（5）設定設置及び撤去の概要

機器に対し設定及び機器更新を行い、センターのLANに接続する。また、新規機器設置後稼働確認を行う。

詳細は本仕様書4～7を参照のこと。

（6）保守及び撤収の概要

本件導入機器が常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア等の保守

作業(障害発生時の原因切分け、故障部品の交換の復旧作業を含む。)を行う。
また、賃貸借期間終了後に無償で本市に譲渡すること。

詳細は本仕様書 8～9 を参照のこと。

(7) その他

- ア 各製品は指定どおり納入し、製品名を指定した製品については、その製品以外認めない。規格で示すものは準拠もしくはそれ以上の性能を有する製品とする。
- イ 機器のうち複数台の納入を求めているものについては、その全てを同一メーカー同一型番のもので納入すること。
- ウ 契約期間内における修理部品の保持を保証すること。
- エ プリンタについては、設置、設定(ネジはずしや液晶ディスプレイ、ドアの取付・初期設定、スライサーソフトインストール、スライサーソフトの設定)を行うとともに、次の講習を行うこと。
 - (ア) プリンタと CAD ソフトについての概要
 - (イ) 教育用コンピュータ支援設計(CAD)ソフト
 - (ウ) データをスライサーソフトに取り込み、スライサーソフトの操作説明
 - (エ) スライサーソフトからプリンタ用データ変換後、プリンタの説明
 - (オ) プリンタの使い方・注意・メンテナンス方法の説明
- オ 機器設定調整期間及び賃貸借期間の全ての作業において、センターの業務に影響がある場合には、事前に明らかにし、協議の上、本市の指示のもと作業を実施すること。

2 導入スケジュール

(1) 設置時期

落札業者決定後、速やかに作業予定を提出する。

(2) 導入機器・納入場所

詳細は別紙選定仕様書「1 調達物品要求仕様書」のとおりとする。

機器については、別紙選定仕様書「2 設置場所予定一覧」に基づき所定の場所に配置、設定等(以下、展開作業)を行うこと。

3 各種ドキュメント類の作成

端末設置作業に関し、以下に列挙する資料をはじめとするドキュメント類について、必要に応じて作成し、進捗管理、課題管理等を行うこと。

作成時期は別途指示する。

- (1) 体制図
- (2) 機器一覧
- (3) 全体スケジュール
- (4) 課題管理表

4 機器の納品・設定作業

以下の作業を行うこと。

(1) 納品事前作業

落札業者内における作業責任等を明確にした体制図を作成し、書面により提出すること。また、体制図には、センターとの窓口となる作業責任者を明示し、作業毎の支援体制、作業内容を報告すること。

導入機器に係る全ての物品の仕様について、落札業者決定後、速やかにセンターにその仕様を文書及び磁気媒体にて提示し、説明を行うこと。

端末に各種ソフトウェアのインストール、設定及び動作確認を行うこと。

(2) 納品作業

機器については、本仕様書 2 (2) に記載のとおり納品すること。

(3) 設定作業

納品後、個別に設定が必要となる事項（コンピューター名等の設定、各種ソフトウェアのインストール等。詳細は別途指示する。）について、センターで指定する場所において作業及び検証を行うこと。

5 機器の設置作業

機器設定調整期間に以下の作業を行うこと。

(1) 作業の概要

ア 前項で設定した機器を、センターの指定する場所に設置すること。

イ 本設置のスケジュールは別途協議する。

ウ 本設置は、機器の本設置場所への搬送、指定位置への設置、電源確保、LAN 通信線の敷設、機器との接続、不要な配線の撤去（詳細は別途指示する）等が落札業者の作業範囲となる。

エ 各種設定中の端末の障害が発生した場合は随時、速やかに対応すること。

オ 設置完了後、プリンタへの出力確認等、通信・動作確認を行うこと。動作確認の項目については別途指示すること。

カ 展開作業完了後も所管課の業務確認（動作確認）が完了するまでは、立会を行うこと。（本市職員の了解を受けたことを本市に提示すること。）

キ 作業当日の進捗状況について、本市に定期的に報告すること。

(2) 機器の電源確保と LAN への接続について

ア 電源

原則、既存端末が使用していた電源を使用することとする。
設置場所から離れている等により、既存の電源が使用できない場合は、電源タップまたは延長コードの敷設を行うこと。

イ LAN 配線

既設 HUB もしくはスイッチ（以下「HUB 等」という。）から端末への LAN 通信線による接続作業が落札業者の作業となる。既設の LAN 通信線に目立った損傷等がなければ既存配線を使用することも可とする。HUB 等の位置及びポート番号、端末の設置位置等は別途指示する。設置場所によっては HUB 等から離れている場合があるので、その場合は床配線保護カバー（モール）等の敷設を行うこと。また、LAN 通信線の両端に、本市の指示により行先表示番号札を作成のうえ、取り付けること。

(3) 設置に伴い必要な物品

機器の導入時期及び導入業者が分かるように以下の内容を示した表示シールを必要数用意し、各機器に貼り付けをすること。

ア 契約名

イ リース期間

ウ リース業者名

(4) 接続確認作業

HUB 等から機器への通信確認は、落札業者が行うこと。

(5) 新規パソコンの既存機器に関する設定等

新規機器の設定作業時、または本設置時に、以下の作業も併せて行うこと。

ア プリンタ設定

新規機器から既存プリンタに印刷できるように新規機器に既存プリンタの設定を行う。

作業としては、対象機器にプリンタの追加（ドライバはインストール済みとする）、対象機器からの接続プリンタに対するテスト等を行うも

のとする。

6 機器等の撤去について

(1) 作業にあたり発生する廃棄物

納品時等に発生する段ボールや防護材、LAN 通信線等の廃棄物は、センターの指示に従い、落札業者の責任で撤去すること。

7 検収

当該調達において設置指示した全ての導入機器について、設置場所への設置作業完了後、センターによる検収を行う。検収の結果、不良と認められた機器は、速やかに対処を行い、復旧または、別紙選定仕様書「1 調達物品要求仕様書」をすべて満たした代替機を納品すること。

8 保守要件

(1) 保守業務の目的及び概要

本件導入機器が常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア等の保守作業（障害発生時の原因切分け、故障部品の交換の復旧作業を含む。）を行うこと。

(2) 保守対象

導入機器に係る納入物品（ソフトウェアを含む。）のうち、特に指定するものを除きすべてを保守対象とし対応すること。ただし、消耗品については、保守対象から除外する。

対象外となるものについては別紙選定仕様書「1 調達物品要求仕様書」に記載する。

(3) 業務範囲

以下の作業を落札業者の責任において確実に実施すること。

なお、以下に示す内容は必須条件であり、記載事項以外の内容についてもセンター業務に影響を与えないよう調整の上、必要に応じて実施すること。

ア 各種問合せ対応及び障害時対応を行うこと。

イ 問合せ窓口の設置

障害対応、ソフトウェア（OS/OA ソフト等）等の問合せ対応及び問合せ窓口を一本化すること。

ウ 障害対応時間帯

(ア) 受付対応時間帯

電話受付時間は、営業日（土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、以下同じ。）の午前9時から午後5時30分までとする。

(イ) 保守作業対応時間帯（技術者の派遣対応時間帯）

原則としてセンター開館日の午前9時から午後5時30分までとする。

エ 関係事業者との連携

障害時における連絡対応、調査を関係事業者と協力し行うこと。なお、障害の原因が関係事業者によるものである場合には、協力体制を構築し、センターを通じ当該業者への連絡を行うこと。

オ 障害発生時の保守対応

障害発生時の保守対応は、迅速に対応されるのであればセンドバック保守も可とする。また、必要に応じて疎通、動作確認を実施すること。交換部品についてはすべて無償で提供すること。障害時の部品交換により、ハードディスク等の記録装置を交換した場合は、ディスクにロック処理を行い論理的に使用不可にする等、記録された情報が読み込み不可能な状態にし、適切に処分すること。

(4) 免責事項

本件保守業務に係り、センターによる以下のような行為があった場合は、保守業者はその責を免れるものとする。

ア 保守業者の指示に反する機器装置等及びソフトウェアの用い方をしたとき。

イ センターの都合により機器装置等及びソフトウェアに変更・改良を加えたとき。なお、変更・改良を加えることについて、あらかじめ保守業者に対して承諾を得ていた場合は除く。

(5) 前提条件

- ア 保守の実施に際し、センターは保守業者に必要な範囲において施設、機器装置等の使用を認めるものとする。
- イ 保守業務に要する器材（用具・工具・保守用交換部品等）及び技術員の派遣その他、業務に係る費用一切については、本業務に含まれる。

(6) 特記事項

- ア OS 等の技術支援についても、センターからの依頼に基づき確実に実現すること。
- イ 保守体制として、連絡先、連絡方法、到着所要時間、保守要員数、保守時間帯等を保守開始までに文書として提示すること。
- ウ 保守対象範囲は、採用したメーカーの規定に定められた範囲とし、規定については、センターに提示すること。

9 その他

- (1) 本件を実施する上で必要な費用は、すべて当該契約に含まれるものとし、追加費用は認めないものとする。
- (2) 本使用に係るソフトウェアの使用許諾契約は、教育委員会が一括して行うものとし、そのための登録手続き等は受注業者が代行すること。
- (3) 本調達に係る機器の OS 及び Office ソフトウェアについては、本市教育委員会がライセンスを有する Microsoft EES Microsoft365Education 365 A3 を使用する前提であるため、ライセンス費用を含めなくてよい。
なお、ライセンスに係るシリアルナンバー等は、受託事業者が必要に応じて開示するものとする。
- (4) スクールセット品やアカデミックライセンス品がある場合は、それらを利用してもよい。
- (5) 消耗品とは、本来の使用に際して消耗する物品をいい、本調達ではプリンタ用フィラメント、ノートパソコン用マウス、マウスパッドを想定している。
- (6) 本仕様書に定めない事項が生じた場合、双方協議の上で対応することとする。

るが、業務の目的に照らして明らかに必要と認められる作業については、保守業者の責任において実施すること。